

○ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である場合 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>二 議案につき会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十四条、第三百八十九条第三項又は第三百九十九条の五の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>二 〔略〕</p> <p>〔2〜5 略〕</p>	<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>二 議案につき会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔2〜5 同上〕</p>

(取締役の選任に関する議案)

第二条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第八号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五 候補者と当該会社との間で補償契約(会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七〇 略

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(取締役の選任に関する議案)

第二条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第六号において同じ。)の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五〇八 同上

2 「同上」

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社を知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項及び第二条の三第三項において同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五・六 「略」

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社を知って

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社を知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）（社外役員（会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四・五 「同上」

六 「同上」

いるときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十九号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の三第三項第七号及び第四条第三項第六号において同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「ニ・ホ 略」

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ヘ、第二条の三第三項第七号へ及び第四条第三項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

八・九 「略」

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者（会社法施行規則第二条第三項第十九号に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号において同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「ニ・ホ 同上」

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下ヘ、第二条の三第三項第六号へ及び第四条第三項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

七・八 「同上」

（社外取締役を置いていない場合等の特則）

第二条の二 削除

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）
第二条の三 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

「一〇四 略」

第二条の二 前条第一項に規定する場合において、株式の発行会社が

社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であつて、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二条の三 「同上」

「一〇四 同上」

五 当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔六〇八 略〕

九 候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の概要

十 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の概要

十一 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の概要

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

3 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概

五 会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔六〇八 同上〕

九 候補者と株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の概要

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

3 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

要

四 当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五・六 「略」

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二〇〇へ 略」

八・九 「略」

（会計参与の選任に関する議案）

三 当該候補者が現に当該会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四・五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二〇〇へ 同上」

七・八 「同上」

（会計参与の選任に関する議案）

第三条 株式の発行会社が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五|| 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の概要

六|| 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の概要

七|| 「略」

(監査役の選任に関する議案)

第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 略」

七|| 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の概要

八|| 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の概要

第三条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五|| 「同上」

(監査役の選任に関する議案)

第四条 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

九〇十一 「略」

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇五 略」

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二〇〇 略」

七〇九 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

「二〇〇 同上」

〔七・八 略〕

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

八 十 略

(株式交付計画の承認に関する議案)

第十九条の二 株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該株式交付を行う理由
- 二 株式交付計画の内容の概要
- 三 当該会社が株式交付親会社(会社法第七百七十四条の三第一項

〔七・八 同上〕

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

六 八 同上

〔号を加える。〕

第一号に規定する株式交付親会社をいう。)である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百十三条の二各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(株式交付計画の承認に関する議案)

第三十七条の二 株式の発行会社の取締役が株式交付計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、株式交付計画の内容の概要を記載しなければならない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。